

## 那覇市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者（以下「ドナー」という。）となった者に対し、那覇市骨髄等移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、那覇市補助金等交付規則（昭和52年6月1日那覇市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この助成金は、ドナーに対し、助成金を交付することにより、骨髄・末梢血幹細胞移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、骨髄等を提供した日に市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であって、骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) ドナー休暇制度（骨髄等を提供するに当たり必要な骨髄バンクへの登録、検査、入院等の際に要する相当の期間を特別休暇として認める制度をいう。）設けている企業、団体等に属する者
- (2) 他の法令等により助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けている者およびその見込みの者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年3月27日那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）

### (助成の額)

第4条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供のための通院、入院及び面接（骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院

(4) その他骨髄等の提供に関し骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に、那覇市骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 前項に規定する申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等提供の証明書
- (2) 住民票抄本（骨髄等の提供時に市内に住所を有することが確認できる書類）
- (3) 完納証明書（市税に滞納がないことを示す証明書）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、助成金の交付を適当と認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、那覇市骨髄等ドナー助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付を不適当と認めたときは、速やかに申請者に理由を付して、那覇市骨髄等ドナー助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

3 市長は、助成金の交付の適否を決定する場合において必要があると認めるときは、申請者に対し、当該決定に関し必要な事項について報告を求めることができる。

4 市長は、前条第1項の規定による申請を受理した翌日から起算して30日以内に第1項又は第2項に基づく通知をするよう努めるものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の支給を受けたときは、当該助成金の支給の決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 6 日から施行し、改正後の那覇市骨髓移植ドナー助成金交付要綱の規定は、平成 30 年 12 月 3 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

第1号様式（第5条関係）

那覇市骨髓等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

那覇市長 宛

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

那覇市骨髓等移植ドナー助成金交付要綱第5条第1項の規定により助成金の交付について、次のとおり申請（請求）します。

1 申請内容

フリガナ			生年月日	年	月	日
氏 名						
勤 務 先	(電話番号 )					
骨髓等提供した日における住所	〒					
対象期間	年	月	日から	年	月	日（うち対象 日分）
骨髓等を提供した日	年	月	日	申請金額	円	
<input type="checkbox"/> 私は、私の所属する企業・団体等にはドナー休暇制度はないこと及び他の法令等による補助金や保険金などの金銭を受領していないことを誓約します。また、必要に応じて勤務先等へ問い合わせることに同意します。						
年 月 日			氏 名 _____ 印			

2 振込先（申請者本人以外の口座には振り込みできません。）

金融機関名	銀行・農協 信用金庫		本店・支店 出張所			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号				
フリガナ						
口座名義						

3 添付書類

- (1) 公益財団法人骨髓バンクが発行する骨髓等提供の証明書
- (2) 住民票抄本（骨髓等の提供時に市内に住所を有することが確認できる書類）
- (3) 完納証明書（市税に滞納がないことを示す証明書）
- (4) 振込先口座の通帳の写し

様式第 2 号（第 6 条関係）

那覇市指令那健保総第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

那覇市長

那覇市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市骨髄等移植ドナー助成金については次のとおり交付することを決定しましたので、那覇市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

申請者名	
交付決定額	円

（教示）

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

### 3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 3 号（第 6 条関係）

那覇市指令那健保総第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

那覇市長

### 那覇市骨髓等移植ドナー助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市骨髓等移植ドナー助成金については下記の理由により交付できませんので、那覇市骨髓等移植ドナー助成金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

#### 記

（理 由）

（教示）

#### 1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

#### 2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、

この処分の日から起算して 1 年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

### 3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第 1 項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、その裁決の日から起算して 1 年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。